

## ■整備マニュアルの利用のしかた

第2章では建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等、駐車施設の各対象施設の整備項目ごとに①「整備の基本的考え方」②「整備基準」③「さらに望ましい基準」④「解説」⑤「配慮事項」及び⑥「参考解説図」を説明してあります。

① **整備の基本的考え方**

対象施設の整備項目の特性と整備の原則を示しています。

② **整備基準**

福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準(別表第2)で、施設の整備等に際して努力しなければならない基準です。

③ **さらに望ましい基準**

条例に定めた整備基準が現状を踏まえた基本的基準であるため、物理的障壁の完全な除去を目指し、より望ましい基準を示したもので、できるだけこの基準に適合する施設整備が望まれます。

④ ○解説

整備基準の語彙の補足説明を行ったものです。

⑤ ○配慮事項

整備基準に基づく施設整備に当たって、より使いやすい施設とするため、参考となる事項や注意を要する事項を示したものです。

⑥ **参考解説図**

文章説明を補足するもので、標準的な設計寸法、配慮事項の図解、整備イメージなどを例示してあります。

参考解説図中で(☆)のついた数値等は望ましい基準を示しています。